

津市上下水道事業局水道工事用資器材審査委員会設置要綱

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

改正 平成 2 5 年 3 月 2 9 日

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

令和 2 年 3 月 3 1 日

令和 7 年 3 月 3 1 日

(設置)

第 1 条 本市の水道工事において、新しく使用することのできる配水管、給水管及びそれに付随する材料（以下「工事用資器材」という。）としての指定に係る審査を行うため、津市上下水道事業局水道工事用資器材審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 工事用資器材の指定に係る審査に関すること。
- (2) その他工事用資器材に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長には、水道技術管理者をもって充てる。

3 委員には、別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に対して意見又は説明を求めることができる。

(調査部会)

第7条 第2条に規定する所掌事項について専門的な調査を行うため、委員会に調査部会を置く。

2 調査部会の部会長には、水道維持課調整・調査・維持担当主幹をもって充てる。

3 調査部会は、上下水道事業局の職員のうちから、委員長が指名する職員で構成する。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 調査部会の会議は、必要に応じて部会長が召集し、部会長が議長となる。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代理する。

7 部会長は、調査の結果等を委員会において報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、上下水道事業局水道維持課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 3 条関係）

水道整備課長、水道維持課長、水道施設課長、上下水道管理課長
